

平成18年6月9日  
電気通信事業紛争処理委員会

## 「電気通信事業者」相談窓口の開設

接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応するため、『「電気通信事業者」相談窓口』を開設します。

電気通信事業紛争処理委員会では、平成16年12月に『電気通信事業紛争処理相談窓口』を開設して以降、電気通信事業者からの多くの相談に対して適切にアドバイスを実施してきたところです。

この度、相談業務をより一層使い易くするよう電気通信事業者からの意見を参考に、専用の電話番号、メールアドレスを新たに設置するとともに、名称を『「電気通信事業者」相談窓口』に変更して開設することとしました。

なお、相談窓口の扱う主な業務は別紙のとおりです。また、相談内容については、他者に一切漏洩することがないように厳正な情報管理をしております。

### ☆ 「電気通信事業者」相談窓口

場所 : 総務省 電気通信事業紛争処理委員会事務局内  
電話 : 03-5253-5500  
FAX : 03-5253-5197  
E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp  
担当 : 高地、小原、田中、猪野

注：一般消費者から電気通信事業者の電気通信サービスに関する苦情・相談等については、従前どおり「電気通信消費者相談センター」(電話:03-5253-5900)にお問合わせ下さい。

## 「電気通信事業者」相談窓口の主な業務

※ 相談等の内容については、以下に記載するものが全てではありません。  
不明な点は下記窓口までお問合せください。

### ☆相談内容

- あっせん・仲裁の手続（制度概要、申請方法等）
  
- 電気通信設備の接続に関する料金・条件  
（コロケーション・ハウジング、トランジット・ピアリング 等）
  
- 電気通信設備の共用に関する料金・条件
  
- 卸電気通信役務の提供に関する料金・条件
  
- 電気通信役務の提供に関する業務の委託
  
- 過去の類似事例に関する情報提供
  
- トラブル解決に向けたアドバイス 等

### ☆「電気通信事業者」相談窓口

場所 : 総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局内  
電話 : 03-5253-5500  
FAX : 03-5253-5197  
E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp  
担当 : 高地、小原、田中、猪野